

「令和元年台風第19号災害義援金」の受付について

令和元年10月の台風19号により、各地で人的被害をはじめ住家被害等甚大な被害が発生しました。

この災害で被災された方々を支援するため、中央共同募金会を中心に全国の共同募金組織で義援金の受け付けを行っています。

江別市においては、江別市共同募金委員会が窓口となり、市民の皆様からの義援金を受け付けします。

寄せられた義援金は全額、中央共同募金会から被災都県に設置される日本赤十字社、共同募金会、行政等で構成される配分委員会組織に被災状況に合わせて按分のうえ送金され、配分基準に基づき市町村を通じて被災された皆様に届けられます。

義援金の取り扱いは次のとおりです。

【窓口受付期間】 令和元年12月27日（金）までです。

＊平日8時45分～17時15分です。

【受付方法】 窓口で受領させていただき、領収書を発行します。

【備考】

- (1) 日本赤十字社北海道支部江別市地区（江別市健康福祉部管理課）でも受け付けています。
- (2) 義援金は、所得税法、法人税法及び地方税法に基づく税制上の優遇措置の適用が受けられます。
- (3) 直接、中央共同募金会へ義援金を振り込む方法も有りますので、お問い合わせください。

◆江別市共同募金委員会

江別市錦町14番地87

江別市総合社会福祉センター内

（事務局：江別市社会福祉協議会）

☎385-1234